たけん じょうれい かんけいしゃ せきむ ゃくわり 他県の条例における関係者の責務・役割について

- 1 他県の条例における都道府県の責務規定について
- (1) 他県条例の都道府県の責務の内容としては、
 - ① 基本理念にのっとった施策の策定・実施
 - ② 市町村等との連携
 - ③ 財政上の措置

ためなった。 ほとんどの都道府県で設けている。

トちヱ	かず	とどうふけんめい
ょうそ 要素	かず数	都道府県名
① 基本理念にのっとった **** *** *** *** *** *** ***	3 2	はかいどう おもでけん をきがたけん なくしまけん お 一 本 は が ま けん いけん お い いばらきけん 別 と ち ぎ けん い ば ら き けん い は が ま は 見 い い は り き よ か ま は り は 見 見 い は れ ま な は り は 見 見 れ ま な は り は 見 見 れ ま な は り は 見 見 れ ま な は り は 見 見 れ な が も き けん は り は し ま か が わ けん と う と ふ お が む けん は か ば り 見 見 れ な が さ き けん と う と か が わ けん な か が わ けん り ま な が り けん し ま が けん 見 取 見 し と が が り けん し ま が けん 良 取 見 し と の が が り けん し ま が けん は が さ き けん に と の が が り けん し ま が けん し ま が けん は が さ き は り し し ま な か けん けん と っ と ら り けん と っ と ら り けん な が さ き けん な な が さ き けん な な が さ き けん な な が ら き けん な な が ら き けん と っ と ら が けん は か は し ま し 見 見 れ な が と り 見 見 れ ま は い た けん す と っ と り けん は ま けん は と っ と っ と ら い けん は か けん は ま けん は な わ けん けん す と っ と ら は り は れ は ま い けん は は い は れ は は れ は は れ は は れ は は れ は れ は
② 市町村等との連携	3 0	まっかいどう やまがたけん なくしまけん いばらきけん 北海道, 山形県, ないまけん ちばけん 板木県, 群馬県, 埼玉県, やまなしけん 東京都, 富山県, をもいけん みえまけん 東京都, 富山県, あいちけん みえまけん 東京都, 首岡県, をいけん かがわけん かがわけん 奈良県, 鳥取県, とくしまけん ががわけん 変媛県, 鳥取県, とくしまけん かがわけん 変媛県, 鳥取県, とくしまけん かがわけん 変媛県, たいの場所, たいのはん おおいたけん 徳島県, 香川県, をはもとけん おおいたけん 徳島県, 長崎県, 熊本県, 大分県, たやざきけん 鹿児島県
③ 財政上の措置	2 6	北海道, 岩手県, 山形県, 福島県, いばらきけん ぐんまけん ちばけん とやまけん 茨城県, 群馬県, 千葉県, 富山県, るくいけん やまなしけん ぎょけん しずおかけん 福井県, 山梨県, 岐阜県, 静岡県, みえけん きょうとぶ ならけん とっとりけん 三重県, 京都府, 奈良県, 鳥取県,

とくしまけん かがわけん なくおかけん きがけん 徳島県,香川県,福岡県,佐賀県, ながさきけん くまもとけん おおいたけん みゃざきけん 長崎県,熊本県,大分県,宮崎県, かごしまけん おきなわけん 鹿児島県,沖縄県

- (2) 他県条 例の都道府県の責務規定の具体例
- ① 基本理念にのっとった施策の策定・実施 ※福島県

^{けん} (県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障がい及び 障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた をはくおよしよう 施策及び障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を 総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村と連携するとともに、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
- ② 市町村等との連携 ※山形県

(市町村との連携等)

- 第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障がいを理由とする差別を解消するための施策及び共生する社会の実現に向けた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
- 2 県は、市町村が障がいを理由とする差別を解消するための施策 をは、大きないでは、では、ないでは、では、ない。 及び共生する社会の実現に向けた施策を策定し、及び実施しようと するときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行う ものとする。
- 3 財政上の措置 ※徳島県

ざいせいじょう そ ち (財政上の措置)

2 他県の条例における都道府県民の責務規定について

- (1) 他県条例の都道府県民の責務・役割の内容としては、
 - ① 障害及び障害者に対する理解を深める努力
 - ② 都道府県が実施する障害者差別解消施策への協力 に関する規定を設けている例が多い。

これらの他に,

③ 障害当事者が障害及び社会的障壁を伝え理解を得る努力を規定している例も見られる。

ょうそ 要素	かず数	とどうふけんめい 都道府県名
① 障害及び障害者に対す りかい sh とりょく る理解を深める努力	3 0	まかいどう いわてけん やまがたけん 名島県, 福島県, 福島県, 福島県, 一次
② 都道府県 が 実施 す る Lajjin Lete ベラカいしょうせきく 障害者差別解消施策 へ の きょうりょく 協力	2 9	北海道, いわてけん やまがたけん 名 にまけん 出海道, 岩手県, でんまけん ないたまけん 岩手県, ぐんまけん 大城県, 栃木県, 群馬県, をないいけん 東京都, とちぎけん 富山県, を経れたまりた。 東京都, とっきょうと 東京都, を関いなり、 一葉はいけん 東京都, たいけん 神岡県, を見いけん 神岡県, を見いまれた。 大阪府, を見りけん 東京 都市 大阪府, えひめけん 東京 はん 大阪府, えびめけん 鳥取県, 徳島県, 香川県, 愛媛県,

		あくおかけん ながさきけん くまもとけん みやざきけん 福岡県,長崎県,熊本県,宮崎県, かごしまけん 鹿児島県
③ 障害当事者が障害及び にきかいてきしょうへき った りかい え 社会的障壁を伝え理解を得 とりょく る努力	9	いかてけん いばらきけん ぐんまけん ちばけん 岩手県,茨城県,群馬県,千葉県, ぎょけん かがわけん さがけん みゃざきけん 岐阜県,香川県,佐賀県,宮崎県, かごしまけん 鹿児島県

- (2) 他県条例の都道府県民の責務規定の具体例
- ① 障害及び障害者に対する理解を深める努力 ※山形県

けんみんとう やくわり (県民等の役割)

- 第6条 <u>県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、障がい及び</u> <u>障がい者についての理解を深める</u>とともに、県又は市町村が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策及び共生する 社会の実現に向けた施策の推進に協力するものとする。
- ② 都道府県が実施する障害者差別解消施策への協力 ※福島県

(県民及び事業者の役割)

- 第5条 県民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する
 りかい まか 理解を深めるとともに、 <u>共生社会の実現に向けた施策及び障がい</u>を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努め
 るものとする。
- ③ 障 害 当事者が障 害 及び社会的障 壁 を伝え理解を得る努力 ※群馬県

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する差別解消推進施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の

実現に寄与する等障害を理由とする差別の解消の推進に資するよう 努めるものとする。